

# 札幌社保協 FAXニュース

2010年11月2日(火)  
社保協事務局 発行  
Tel823-0867 Fax821-3701  
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期  
高齢者110番は  
11月25日(木)です

## 西区社保協 国保問題で区交渉

## 納付相談、滞納処分、資格証明書 の一方的な対応を改めるべき

西区社保協は10/27、西区役所と国保問題で事前に出した質問書を基に交渉を行いました。

●納付相談—失業し減免に該当するのに教えない、仕事が休めないで平日役所へ行けないと連絡すると「それはあなたの都合」と言われた。●分割納付で納めていた人に「資産があるから」と全額滞納分を払えと言われ、差し押さえ通知が来た。払う意思はあるが一度に払えないので相談をという、「先のことは言えない」と拒否。●分割納付していたが資格証明書にされた。歯科に行きたいのと申し出ると「入院でないとだめ」と言われた。

区側は、名前を出しての上記具体例には、プライバシーがあるので答えられないとしたものの、基本的には納付相談も差し押さえも機械的な対応はしていないと回答。資格証明書の新たな発行の際には、職員全員で該当者につながるように努力したと述べました。

出席者からは「歯医者くらいではだめ、入院でなければ保険証を渡さない」ということはないのかと聞かれ、「医療機関にかかりたいがお金がない」という人には基本的に保険証を渡していると答えました。しかし、病院の職員からは、入院した資格証の方の保険証を出してくださいと言いつつ、「〇〇円払わなければ出せない」という対応をされたという指摘もありました。

社保協は「今回示したのは実例であり、厳しい生活で苦勞している区民の実態を見ながら親切な対応をしてほしい」と改めて要請し、今回の質問に対する文書回答を確認しました。



西区社保協から本間会長や各団体13人が参加。区側は国保年金課長など4人が出席。

## 国保一部負担減免・広域化は？ 社保協・道生連が市国保課と懇談



## 国基準と市基準の高い方にする

札幌社保協と道生連は20人が参加して、10/22に札幌市国保年金課と懇談を行い、国の国保一部負担減免の通知を受けての市の態度と、国保広域化についての札幌市の考え方について聞きました。

国保法44条による医療機関での窓口支払いが困難な場合には、猶予と減額・免除措置があり、厚労省が9月中旬に一部改善の局長通知を出したため、札幌市の態度を聞いたものです。

市は改善点について「基本的に国が高い場合は国基準に、市が高いものはそのままにするつもりで改定したい」と考えを述べました。以下不等号<で表示【対象者】国は入院のみ<市は通院も対象【収入判定】市は申請の過去3か月収入を見る<国は1年前の収入を見たり今後の収入見込みも判定要素、【預貯金】市は現行預貯金÷6で月収に加える<国は生活保護基準の3カ月まで、【期間】国は1カ月ごと更新で標準3か月<市は3か月で最大6カ月(ただし国は3か月までに限定していない)などを今後調整し、来年年4月実施予定です。出席者からは、実績が市全体で年間10件程度と少なく、周知と使いやすい制度にすべきではないかという声も強く出されました。

広域化問題で、市は広域化は市町村が元々要望していたことで、やっと道筋がついたと積極的な姿勢を示しました。参加者からは、広域化で札幌市の国保料が下がるのではないかなどの見方はするべきではない、医療保険・社会保障としての国保の考えが重要で、広域化は負担増と給付削減の危険性が極めて強いと指摘がありました。